

第 1 5 号議案

東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立保健センター条例の一部を改正する条例

東大和市立保健センター条例（昭和 5 9 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は附則第 7 条第 1 項」に改め、「（以下「予防接種」という。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。